

証券コード 3498
2021年11月12日

招集し通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞ヶ関キャピタル株式会社
代表取締役社長 河本 幸士郎

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2021年11月26日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館 37階 霞山会館 牡丹の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第10期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2020年9月1日から2021年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://kasumigaseki.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://kasumigaseki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎**当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。**予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

<株主の皆様へのお願いとご案内>

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、ご自身の健康状態に留意し、本株主総会へのご来場を見合わせて、同封の議決権行使書の郵送による事前の議決権行使を行っていただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。

特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、風邪症状がある等体調不良の方につきましては、本株主総会へのご出席をご遠慮いただきたくお願い申し上げます。

ご来場を予定されている株主様におかれましては、本株主総会当日までの国内外における感染の状況及び株主様ご自身の健康状態等にご留意いただき、ご無理のなきようお願い申し上げます。

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会では以下の対策を講じたうえで運営させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止対策】

1. 本株主総会における招集ご通知の内容のご説明に関しまして一部簡素化させていただく場合がございます。
2. ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用と手指のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
3. 受付で検温をさせていただく場合がございます。
4. 会場内の過密状態を防ぐため、十分な座席の数を確保できない場合がございます。万が一お席が用意できない場合には、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
5. 会場内でのマスク着用やアルコール消毒の使用等にご協力いただけない方、発熱（37.5℃以上）があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国し14日間が経過していない方は、ご入場をお断りする場合がございます。
6. 本株主総会に出席する役員及び運営スタッフも、マスク着用で対応させていただく場合がございます。予めご了承ください。

本株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府の発表内容等を受けて、対応内容を更新する場合には、当社ウェブサイト (<https://kasumigaseki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があり、その場合も上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年11月29日(月曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年11月26日(金曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

事業報告

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年9月1日から2021年8月31日まで）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の再拡大や変異ウイルスの発生により、4月に3度目の緊急事態宣言が発令されるなど、引続き経済活動の制限がなされております。各国において、ワクチンの接種が積極的に進められ、国内外ともに徐々に持ち直しの兆しが見えるものの、注視すべき状況が続いております。

当社グループの主たる事業領域である不動産市場においては、特にホテルや商業施設等のアセットタイプは今もなお大きな影響を受けている一方で、コロナ禍による影響が限定的又は追い風となった賃貸マンションや物流施設といったアセットを选好し投資する動きも見受けられます。

このような状況の下、物流関連市場においては、巣ごもり消費の増加やEC市場の拡大等を背景に、倉庫面積や拠点を拡充する企業が増えると見込まれております。当社グループでは、中小型、冷凍冷蔵倉庫をメインターゲットに物流施設開発を進めておりますが、当連結会計年度においては国内外の投資家に対し4件の開発用地を売却し、開発フェーズに移行させております。また、併せて開発用地の取得にも継続的に取り組むことで、7件の開発予定プロジェクトを取得し、順調にパイプラインを積み上げております。

ホテル関連市場においては、依然として世界的に移動制限が続いていることにより、国内・インバウンドともに本格的な需要の回復には時間を要する様相を呈しておりますが、ワクチン接種の進む諸外国においては、段階的に行動規制が緩和されるなど回復の兆しが見え始めており、我が国においても2021年2月にワクチンの接種が開始され、感染拡大の鎮静化が期待されております。このような環境の下、当社グループではコロナ禍でも安心してご宿泊いただけるホテルの開発を進めております。また、当社では従前より、フロント業務の省人化や、チェックアウトベースの清掃、飲食を提供しない宿泊特化のサービス等、固定費の削減により、同業他社と比べて低い稼働率でも損益分岐点を上回る運営を行っており、コロナ禍でも収益を生むビジネスモデル・運営体制を確立しております。

国内再生可能エネルギー市場においては、2020年10月に政府より「2050年までに、温

室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」との宣言がなされ、同年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されるなど、「脱炭素社会」の実現に向けた機運が高まっております。当社グループは引き続き、太陽光発電をはじめ、風力発電等、再生可能エネルギー発電施設の開発に取り組んでまいります。

当連結会計年度におきましては物流施設開発用地の売却・開発フェーズへの移行や、賃貸マンション・保育園の売却が収益に大きく寄与いたしました。また、ホテルについてもコロナ禍の厳しい投資環境下にも関わらず4件の開発ファンド組成を完了し、これら営業活動の結果、売上・利益ともに過去最高を達成いたしました。なお、2021年2月13日に福島県沖で発生した地震により当保有のショッピングセンターフォルテに被害が発生しており、特別損失を計上しております。また、2021年4月に京都府のホテル「ホテル京都木屋町」を保有するメゾンドーツリズム京都株式会社を連結子会社化したことに伴う、負ののれん発生益526百万円を計上しております。

このような状況下、当社グループは引き続き社会的潮流に着目した成長性及び社会的意義のある事業分野への投資及びコンサルティングに注力するとともに、投資機会の創出及び投資案件の収益最大化に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は14,295,921千円（前連結会計年度比78.5%増）、営業利益は1,328,755千円（前連結会計年度比306.9%増）、経常利益は1,037,185千円（前連結会計年度比475.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は793,532千円（前連結会計年度比489.9%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

イ. 不動産コンサルティング事業

投資用不動産の売買及び投資家に対するコンサルティング受託による収入並びに保有しているショッピングセンターフォルテにおける、各テナントからの賃料収入により、売上高13,837,894千円（前連結会計年度比119.2%増）、セグメント利益2,886,732千円（前連結会計年度比173.4%増）となりました。

ロ. 自然エネルギー事業

太陽光発電案件の売却等により、売上高458,026千円（前連結会計年度比73.0%減）、セグメント利益8,589千円（前連結会計年度比97.5%減）となりました。

② 資金調達の様況

不動産コンサルティング事業における物流施設開発用地の取得を目的として、当連結会計年度中に、シンジケートローンにより株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとする1,800,000千円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の様況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,893,845千円であり、その主なものは、稼働済みアパートメントホテルの取得、本社移転による建物附属設備の取得によるものであります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

当社は、不動産テック事業への参入を目的として、2021年3月8日に連結子会社であるKC Technologies株式会社を設立し、2021年3月30日開催の取締役会において、OYO Japan合同会社のオンライン不動産賃貸事業を、吸収分割の方法によりKC Technologies株式会社へ事業承継することを決議し、2021年6月1日付で事業承継を完了いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

当社は、メゾンドゥーリズム京都株式会社が保有する「ホテル京都木屋町」の取得を目的として、メゾンドゥーリズム京都株式会社の発行済株式の全株式を取得し、2021年4月28日（みなし取得日2021年5月31日）に連結子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区 分	第7期 (2018年8月期)	第8期 (2019年8月期)	第9期 (2020年8月期)	第10期 (2021年8月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	—	5,352,982	8,008,967	14,295,921
経常利益(千円)	—	639,688	180,179	1,037,185
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	435,470	134,516	793,532
1株当たり 当期純利益(円)	—	81.75	21.74	121.43
総資産(千円)	—	6,944,258	8,440,490	15,040,124
純資産(千円)	—	1,556,733	3,873,075	4,906,124
1株当たり純資産(円)	—	282.51	609.17	725.59

- (注) 1. 第8期より連結計算書類を作成しておりますので、第7期の状況は記載しておりません。
 2. 2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第7期 (2018年8月期)	第8期 (2019年8月期)	第9期 (2020年8月期)	第10期 (2021年8月期) (当事業年度)
売上高(千円)	4,041,067	5,335,034	7,307,788	14,090,053
経常利益(千円)	342,335	636,688	262,676	1,277,367
当期純利益(千円)	227,960	432,470	197,308	515,307
1株当たり 当期純利益(円)	47.08	81.18	31.89	78.86
総資産(千円)	3,312,560	6,389,105	8,486,104	12,295,313
純資産(千円)	644,238	1,553,733	3,936,092	4,667,205
1株当たり純資産(円)	133.04	281.97	619.12	693.97

- (注) 2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の株式分割、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
霞ヶ関パートナーズ株式会社	30百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関投資顧問株式会社	10百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関アセットマネジメント株式会社	30百万円	100%	不動産コンサルティング
Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd	6百万THB	100%	不動産コンサルティング
PT. Kasumigaseki Development Indonesia	2,501百万IDR	99.6%	不動産コンサルティング
合同会社KC Investment 1	16百万円	100%	不動産コンサルティング
KC Technologies株式会社	40百万円	70.1%	不動産コンサルティング
匿名組合Alpha Energy 3	272百万円	—	自然エネルギー
メゾンドツーリズム京都株式会社	98百万円	100%	不動産コンサルティング
霞ヶ関アグリ合同会社	0.25百万円	40%	自然エネルギー

(注) 1. KC Technologies株式会社及び霞ヶ関アグリ合同会社は、当連結会計年度において新たに設立しております。

2. 2021年4月に匿名組合Alpha Energy 3へ匿名組合出資を行い、連結子会社といたしました。

3. 2021年4月にメゾンドツーリズム京都株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

①不動産コンサルティング案件の開拓

不動産コンサルティング案件の開拓において今後、さらなる事業の拡大には組織だった案件ソーシングが必要であります。その課題を改善するため、経験豊富な人材の獲得を進め、また教育・研修等により人材の底上げを図ってまいります。

②太陽光発電における領域の開拓

当社グループは、これまで太陽光発電を中心に自然エネルギー事業の展開を進めてまいりましたが、事業ポートフォリオの最適化に応じて、風力発電施設等の開発・投資等にも注力してまいります。その具体的な取り組みとして、取引企業や金融機関等との情報交換によるネットワーク強化を図ってまいります。

③資金調達能力の向上

当社グループの不動産コンサルティング事業及び自然エネルギー事業の発展・拡大に向けて、資金調達能力を向上させる必要があります。不動産コンサルティング事業は取扱アセットの多様化に伴い資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要であります。また自然エネルギー事業においては、太陽光発電施設に加えて風力発電施設の開発等も計画しております。今後当社グループが持続的な成長を達成するためには、円滑な資金調達環境を作り上げる必要があります。

そのために、資本市場における情報収集及び分析に努める他、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や取引金融機関との関係強化に取り組んでまいります。

④人材の確保と育成

当社グループがさらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様性のある人材の確保と育成が重要です。

当社グループでは優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社であるために、パフォーマンスに対する公正な評価及びフォローアップ体制と、教育体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

⑤内部管理体制の強化

継続的に当社グループが成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。

具体的には、監査役と内部監査担当者との積極的な連携、定期的な内部監査の実施、有効かつ効果的な監査役監査の実施、社内経営陣によるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の開催、従業員に対する各種コンプライアンス研修の実施等を通じて内部管理体制を強化してまいりたいと考えております。

(5) 主要な事業内容 (2021年8月31日現在)

事業区分	事業内容
不動産コンサルティング事業	不動産に関するコンサルティング、開発
自然エネルギー事業	太陽光及び風力発電施設からの売電、太陽光及び風力発電施設の開発

(6) 主要な事業所等 (2021年8月31日現在)

名称	所在地
当社	東京都千代田区
当社	大阪府大阪市
霞ヶ関パートナーズ株式会社	東京都千代田区
霞ヶ関投資顧問株式会社	東京都千代田区
霞ヶ関アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区
Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd	タイ王国バンコク都
PT. Kasumigaseki Development Indonesia	インドネシア王国ジャカルタ特別州
合同会社KC Investment 1	東京都千代田区
KC Technologies株式会社	東京都千代田区
匿名組合Alpha Energy 3	東京都港区
メゾンドツーリズム京都株式会社	京都府京都市
霞ヶ関アグリ合同会社	鹿児島県曾於市

(注) 2020年12月11日付で、大阪支社を開設いたしました。

(7) 従業員の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
不動産コンサルティング事業	68	6
自然エネルギー事業	3	0
全社 (共通)	37	2
合計	108	8

- (注) 1. 従業員数は当社及び連結子会社の就業人員であります。なお、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 1年間で8名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。
3. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
103	13	37.5	1.4

- (注) 1. 臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 1年間で13名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社滋賀銀行	1,751,175 千円
ファンズ・レンディング株式会社	864,300 千円
株式会社 LIFULL Social Funding	802,536 千円
株式会社三井住友銀行	673,755 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 9,600,000株

(2) 発行済株式の総数 3,334,920株

(注) 1. 2020年9月1日から2021年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式の総数が128,120株増加しております。

2. 発行済株式の総数には、自己株式5,365株が含まれております。

(3) 株主数 4,070名 (前期末比417名増加)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
小川 潤之	1,263,040	37.93
河本 幸士郎	384,800	11.55
川口 正人	160,000	4.80
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	116,500	3.49
石井 晃	62,400	1.87
文 智勇	60,000	1.80
小澤 幹生	37,900	1.13
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	32,152	0.96
廣瀬 一成	30,000	0.90
鈴木 健仁	30,000	0.90

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	17,100株	3名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19ページ「4. (5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が3,334,920株増加し、6,669,840株となっております。

会社法第184条第2項の規定に基づき、株式分割の効力発生日である2021年9月1日をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数は9,600,000株増加して19,200,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	2016年6月30日	2017年11月28日	2018年6月8日
新株予約権の数	1,880個	572個	540個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 75,200株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 22,880株 (新株予約権1個につき40株)	普通株式 21,600株 (新株予約権1個につき40株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり625円)	新株予約権1個当たり 43,000円 (1株当たり1,075円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり1,250円)
権利行使期間	2018年7月1日から 2026年6月30日まで	2019年11月29日から 2027年11月28日まで	2020年6月9日から 2028年6月8日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)		
	新株予約権の数 1,700個 目的となる株式数 68,000株 保有者 2人	新株予約権の数 500個 目的となる株式数 20,000株 保有者 1人	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 4,800株 保有者 1人

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

- イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
2. 2018年6月9日付で1株を20株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。
3. 2019年9月1日付で1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」は調整されております。
4. 上記のうち、第3回において取締役1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。
5. 上記のうち、第4回において取締役1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。
6. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。
7. 2021年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第6回新株予約権
発行決議日		2021年2月26日
新株予約権の数		413個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 41,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 428,700円 (1株当たり 4,287円)
権利行使期間		2023年3月16日から 2026年3月15日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 413個 目的となる株式数 41,300株 交付者数 79人

(注) 1. 新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

2. 2021年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年8月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	小川 潤之	—
代表取締役社長	河本 幸士郎	—
取締役	廣瀬 一成	経営企画本部長
取締役	緒方 秀和	投資運用本部長 霞ヶ関パートナーズ株式会社代表取締役社長 KC Technologies株式会社代表取締役社長
取締役	川口 正人	投資事業本部長 霞ヶ関投資顧問株式会社代表取締役社長 霞ヶ関アグリ合同会社職務執行者
取締役	岡田 康嗣	戦略投資事業本部長兼CRE戦略事業部長
取締役	杉本 亮	物流事業本部長兼物流事業部長
取締役	森 一雄	—
常勤監査役	佐々木 敏夫	—
監査役	松村 正哲	松村総合法律事務所代表
監査役	原田 昌平	仙石山監査共同事務所代表 全国農業協同組合連合会監事 MULプライベートリート投資法人監督役員 日比谷総合設備株式会社監査役

- (注) 1. 取締役森一雄氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役佐々木敏夫氏、監査役松村正哲氏、監査役原田昌平氏の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原田昌平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役森一雄氏、常勤監査役佐々木敏夫氏、監査役松村正哲氏及び監査役原田昌平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森一雄氏、監査役松村正哲氏及び監査役原田昌平氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として「役員報酬の決定に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

概要は以下のとおりです。

1. 役員報酬は、取締役（社外取締役を除く。）、社外取締役、監査役別の体系とする。
2. 役員報酬は、役割・責務等に応じた月毎に支給する定額の金銭報酬（固定報酬）とし、体系別に定める。
3. 取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬は、譲渡制限付株式報酬（事前交付型）とする。
（固定報酬）

全ての取締役の固定報酬は、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。

（株式報酬）

取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬は、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入し、固定報酬枠とは別枠で、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の決議を経て決定する。

4. 金銭報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、固定報酬を基本報酬とし、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える必要があると取締役会で判断した場合に、株式報酬額の決定を取締役会で行う。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	167,675 (6,000)	139,312 (6,000)	— (—)	28,363 (—)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	22,800 (22,800)	22,800 (22,800)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	190,475 (28,800)	162,112 (28,800)	— (—)	28,363 (—)	11 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2018年3月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2018年11月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
6. 取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度の導入について、2019年11月28日開催の定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査役松村正哲氏は、松村総合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役原田昌平氏は、仙石山監査共同事務所の代表、全国農業協同組合連合会監事、MULプライベートリート投資法人監督役員、及び日比谷総合設備株式会社監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森 一雄	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	佐々木 敏夫	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、議案の審議に必要な発言をする等、企業経営分野に係わる専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	松村 正哲	当事業年度に開催された取締役会30回のうち28回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務全般に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	原田 昌平	当事業年度に開催された取締役会30回のうち28回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づく書面による取締役会決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,705,110	流 動 負 債	4,139,502
現金及び預金	3,607,184	短期借入金	1,754,796
売掛金	137,000	1年内償還予定の社債	65,200
開発事業等支出金	2,471	1年内返済予定の長期借入金	850,898
販売用不動産	5,139,211	リース債務	55,166
前払金	1,082,919	未払金	482,048
預け金	301,589	未払費用	35,416
その他	435,158	未払法人税等	405,271
貸倒引当金	△425	賞与引当金	162,250
固 定 資 産	4,321,387	災害損失引当金	179,796
有形固定資産	3,276,031	株主優待引当金	27,948
建物及び構築物	1,542,671	その他	120,709
機械装置及び運搬具	317,523	固 定 負 債	5,994,496
工具、器具及び備品	98,056	社債	262,200
土地	956,211	長期借入金	4,378,964
リース資産	356,933	リース債務	138,093
建設仮勘定	4,634	繰延税金負債	398,051
無形固定資産	76,725	資産除去債務	151,782
リース資産	8,045	長期預り敷金	109,086
その他	68,680	長期預り金	242,348
投資その他の資産	968,631	企業結合に係る特定勘定	313,970
投資有価証券	123,568	負 債 合 計	10,133,999
繰延税金資産	274,277	(純 資 産 の 部)	
その他	570,785	株 主 資 本	4,833,333
繰 延 資 産	13,626	資本金	1,643,581
社債発行費	13,626	資本剰余金	1,561,624
		利益剰余金	1,644,289
		自己株式	△16,161
		その他の包括利益累計額	△1,707
		為替換算調整勘定	△1,707
		新 株 予 約 権	46,122
		非 支 配 株 主 持 分	28,376
		純 資 産 合 計	4,906,124
資 産 合 計	15,040,124	負 債 純 資 産 合 計	15,040,124

連結損益計算書

(2020年9月1日から
2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,295,921
売上原価		9,885,220
売上総利益		4,410,700
販売費及び一般管理費		3,081,945
営業利益		1,328,755
営業外収益		
受取利息	233	
投資事業組合運用益	6,161	
雑収	1,286	7,682
営業外費用		
支払利息	175,627	
レンタル手数料	108,384	
為替差損	10,532	
その他	4,706	299,251
経常利益		1,037,185
特別利益		
受取保険金	148,652	
負のれん発生益	526,383	675,035
特別損失		
固定資産売却損	40,803	
災害による損失	241,283	
災害損失引当金繰入額	179,796	
事業整理損	140,067	
減損	64,594	
和解	10,000	676,544
税金等調整前当期純利益		1,035,676
法人税、住民税及び事業税	435,454	
法人税等調整額	△189,721	245,732
当期純利益		789,943
非支配株主に帰属する当期純損失		△3,589
親会社株主に帰属する当期純利益		793,532

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,269,061	流動負債	3,761,196
現金及び預金	2,885,066	短期借入金	1,749,800
売掛金	130,513	1年内償還予定の社債	65,200
開発事業等支出金	2,471	1年内返済予定の長期借入金	581,718
販売用不動産	2,344,810	リース債	51,000
前払費用	983,508	未払金	432,712
1年内回収予定の長期貸付金	189,121	未払費用	26,930
預け金	301,525	未払法人税等	404,580
その他の金	132,428	前受金	23,894
貸倒引当金	△384	預り金	26,532
固定資産	5,012,625	預り敷金	28,832
有形固定資産	2,126,069	賞与引当金	162,250
建物	987,885	災害損失引当金	179,796
構築物	3,726	株主優待引当金	27,948
機械装置	79,505	固定負債	3,866,911
車両運搬具	26,134	社債	262,200
工具、器具及び備品	85,684	長期借入金	2,972,432
土地	592,371	リース債	131,704
リース資産	346,127	資産除去債務	151,782
建設仮勘定	4,634	長期預り敷金	106,443
無形固定資産	62,553	長期預り金	242,348
借地権	51,308	負債合計	7,628,108
ソフトウェア	2,526	(純資産の部)	
リース資産	8,045	株主資本	4,621,082
その他の資産	673	資本金	1,643,581
投資その他の資産	2,824,002	資本剰余金	1,567,808
投資有価証券	79,888	資本準備金	1,548,580
出資	628	その他資本剰余金	19,228
関係会社株	1,477,325	利益剰余金	1,425,855
関係会社出資	268,032	その他利益剰余金	1,425,855
長期貸付金	322,054	繰越利益剰余金	1,425,855
長期前払費用	155,270	自己株式	△16,161
繰延税金資産	263,073	新株予約権	46,122
投資損失引当金	△10,495		
その他の資産	268,224		
繰延資産	13,626		
社債発行費	13,626		
資産合計	12,295,313	純資産合計	4,667,205
		負債・純資産合計	12,295,313

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2020年9月1日から)
(2021年8月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	上		14,090,053
	原		9,659,839
売上	上		4,430,213
	総		2,892,772
販売	費		1,537,441
	業		
営業	外		
	利		
営業	受	7,961	
	取	6,161	
投資	利		
	事	867	14,990
雑	業		
	外		
営業	支	155,735	
	社	359	
社	債	1,679	
	為	10,550	
ア	レ	106,186	
	ン	551	275,063
そ	の		
	の		
経	常		1,277,367
	別		
特	受	148,652	148,652
	取		
特	別		
	損		
固	定	38,471	
	資	241,283	
災	害	179,796	
	に	10,495	
災	害	115,460	
	損	64,594	
投	資	10,000	660,101
	損		
事	業		
	整		
減	損		
	解		
和	期		765,918
	純		
税	引	434,712	
	前	△184,101	250,611
法	人		
	税		
法	人		
	税		
当	期		515,307
	純		

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

霞ヶ関キャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行
社 指 定 有 限
責 任 社 員
業 務 執 行
社

公認会計士 石 井 雅 也 ㊞

公認会計士 内 野 福 道 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

霞ヶ関キャピタル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行員	公認会計士	石井	雅也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行員	公認会計士	内野	福道 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2020年9月1日から2021年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び太陽有限責任監査法人（以下、「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。また、子会社については、その資産運営状況等の確認を行いました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、業務の適正を確保するための必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月22日

霞ヶ関キャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 敏 夫 ㊟

監査役 松村 正 哲 ㊟

監査役 原田 昌 平 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実現を中長期的な重点課題として位置付け、配当原資確保のための収益力向上を図り、財政基盤の強化に努め、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、下記のとおり1株当たり40円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額 133,182,200円

(注) 当社は2021年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第10期)の期末配当につきましては、配当基準日が2021年8月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年11月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社の今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。
- なお、本議案にかかる定款変更は、本定時総会終結の時をもって効力を生ずるものいたします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～2. (条文省略)</p> <p>3. 不動産の保有、運営、売買、賃貸借、仲介</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. <u>前各号に付随するコンサルティング業務全般</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 不動産の保有、運営、売買、賃貸借、<u>仲介、管理及び鑑定</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>6. ～8.</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9.</u> 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式)</p> <p>第8条 (条文省略)</p>	<p><u>5. ～7.</u> (現行どおり)</p> <p><u>8. 不動産特定共同事業</u></p> <p><u>9. 建築物の設計、工事監理及び調査</u></p> <p><u>10. 建築・土木工事の施工及び請負</u></p> <p><u>11. 前各号に付随するコンサルティング業務全般</u></p> <p><u>12. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当会社の株主名簿管理人及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>行使することができる。 2 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、11名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</p>	<p>することができる。 2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>でとする。 (新設)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意がある</p>	<p>時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定しなければならない。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第24条 (条文省略)</p> <p>(決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。 <u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社は監査役を置き、監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 当社の監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>41</u>条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(配当の排除期間)</p> <p>第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>37</u>条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年8月31日とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第<u>41</u>条 当社は、<u>第10期定時株主総会</u>結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の<u>監査役</u>(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おがわ ひろゆき 小川潤之 (1977年8月9日)	2001年11月 三井不動産販売株式会社（現三井不動産リアルティ株式会社）入社 2005年3月 グローバンス株式会社 入社 2006年10月 クレディ・スイス・プリンシパルインベストメンツ 入社 2007年5月 ファンド・ディレクション株式会社 代表取締役 2012年10月 合同会社フォルテ（現当社）入社 2015年8月 当社 最高財務責任者 2016年4月 当社 取締役最高財務責任者 2018年4月 当社 取締役最高執行責任者 2019年4月 当社 取締役会長（現任）	1,263,040株
2	こうもと こうしろう 河本幸士郎 (1973年11月24日)	1999年4月 明豊ファシリティワークス株式会社 入社 2001年4月 株式会社リアルワークス 入社 2003年6月 グローバンス株式会社 入社 2006年11月 グロブナー・ファンド・マネジメント・ジャパン・リミテッド 入社 2014年12月 合同会社フォルテ（現当社）入社 2015年8月 当社 代表取締役社長（現任）	384,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ひろせ かずなり 廣瀬 一成 (1974年8月24日)	1997年4月 和光証券株式会社（現みずほ証券株式会 社） 入社 2005年10月 メリルリンチ日本証券株式会社（現三菱 UFJモルガンスタンレーPB証券株式会 社） 入社 2008年1月 株式会社新生銀行 入行 2009年7月 SMBCフレンド証券株式会社（現SMBC 日興証券株式会社） 入社 2016年3月 当社入社 経営企画室長 2016年4月 当社 取締役最高管理責任者 2018年4月 当社 取締役最高財務責任者 2019年4月 当社 取締役管理本部長兼経理部長 2020年10月 当社 取締役経営企画本部長（現任）	30,000株
4	おがた ひでかず 緒方 秀和 (1980年8月28日)	2003年4月 株式会社ゼファー 入社 2005年8月 グローバンス株式会社 入社 2006年12月 PAGインベストメント・マネジメント株 式会社 入社 2017年9月 当社 入社 執行役員投資事業部長 2018年4月 当社 取締役執行役員最高投資責任者 2019年4月 当社 取締役執行役員投資事業本部長 2019年9月 霞ヶ関パートナーズ株式会社 代表取締 役社長（現任） 2020年10月 当社 取締役執行役員投資運用本部長 （現任） 2021年3月 KC Technologies株式会社 代表取締 役社長（現任） （重要な兼職の状況） 霞ヶ関パートナーズ株式会社 代表取締役社長 KC Technologies株式会社 代表取締役社長	8,700株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	すぎ もと りょう 杉 本 亮 (1978年12月6日)	2002年4月 ソニーマーケティング株式会社 入社 2007年10月 三菱地所投資顧問株式会社 入社 2017年9月 クッシュマン・アンド・ウェイクフー ルド・アセットマネジメント株式会社 入社 2020年6月 当社 入社 執行役員物流事業部長 2020年8月 当社 執行役員物流事業本部長兼物流事 業部長 2020年11月 当社 取締役執行役員物流事業本部長兼 物流事業部長 (現任)	5,700株

招集通知

事業報告

連結計算書類

個別計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	もり 森 かず 一 お 雄 (1952年12月11日)	1977年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1991年4月 同行 ベルリン駐在員事務所首席駐在員 1994年10月 ドイツ興銀 出向 取締役 営業統括 1997年6月 興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向 1999年9月 同社 シンジケーション部長 2000年8月 同社 市場開発部長 2001年5月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向 資本市場本部 部長 2002年5月 同社 入社 インベストメントバンキング4部長 2004年4月 同社 インベストメントバンキング1部長 2006年4月 同社 執行役員 企業金融5部長 2008年6月 同社 執行役員M&Aアドバイザー部門担当 2009年5月 みずほ証券株式会社 執行役員 グローバル投資銀行部門 M&A関連担当 2010年4月 日本証券テクノロジー株式会社 入社 常務執行役員 2011年4月 同社 取締役 2013年5月 同社 シニアフェロー 2014年2月 株式会社リガク 入社 社長室 理事 2015年4月 森総合事務所 代表（現任） 2017年11月 当社 社外取締役（現任）	-

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	※ はら まさ ひこ 原 雅 彦 (1956年6月16日)	1979年4月 大蔵省(現 財務省)銀行局調査課 1984年7月 西尾税務署長 1995年7月 大蔵省大臣官房企画官 1996年7月 同 大臣官房文書課広報室長 1997年7月 同 主計局主計企画官 1998年7月 同 主計局給与課長 1999年7月 同 主計局主計官 2001年7月 財務省関税局業務課長 2002年7月 同 関税局関税課長 2005年7月 同 関税局総務課長 2006年8月 内閣官房行政改革推進室審議官兼行政改革推進本部事務局審議官 2008年7月 財務省大臣官房審議官 2010年7月 大阪税関長 2011年6月 株式会社日本政策金融公庫 常務取締役 2012年4月 株式会社国際協力銀行 執行役員 2013年9月 オリックス銀行株式会社 顧問 2013年10月 同 取締役兼執行役員副社長 2021年6月 同 顧問(現任)	-

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 森一雄氏及び原雅彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 森一雄氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
同氏は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な知識・経験を有しております。経営から独立した客観的かつ中立的な立場から当社の経営に関する的確な助言をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
5. 原雅彦氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
同氏は、財政・金融分野での豊富な経験と知見とともに、会社経営の責任を担った経験も有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと期待し、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、森一雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

7. 森一雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
8. 当社は、森一雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、森一雄氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。原雅彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の選任が承認可決された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
10. 各候補者の所有する当社の株式数は、2021年9月1日付で実施した株式分割前の当期末（2021年8月31日）現在の株式数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	※ さ さ き と し お 佐 々 木 敏 夫 (1948年4月19日)	1972年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1983年3月 石油公団 出向 1987年6月 株式会社日本興業銀行 札幌支店 審査役 1995年3月 同行 業務部 参事役 1996年3月 同行 融資第二部 参事役 1998年5月 株式会社マイカル北海道（現イオン北海道株式会社）派遣 経営企画室 2000年6月 同社 入社 取締役経営企画室長 2007年3月 株式会社アクティオ 入社 2009年7月 株式会社エマルシェ 入社 取締役社長室長 2010年4月 同社 代表取締役社長 2016年4月 当社 社外常勤監査役（現任）	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	※ 戸田千史 (1950年5月26日)	1974年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1996年6月 同行 証券営業部副部長 1998年2月 同行 難波支店長 2000年9月 株式会社みずほホールディングス（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 個人業務部長 2002年6月 興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社） 総務本部関係会社室長 2004年7月 同社 執行役員ビル事業本部営業統括部長 2009年3月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2014年3月 品川インターシティマネジメント株式会社 代表取締役社長	—
3	※ 青山大樹 (1978年9月13日)	2002年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2002年10月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所） 入所 2007年9月 Debevoise & Plimpton法律事務所（ニューヨーク市） 出向 2008年9月 森・濱田松本法律事務所 復職 2011年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 森・濱田松本法律事務所 パートナー	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	※ 福原あゆみ (1984年1月4日)	2007年9月 検察官 任官 2013年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 2013年4月 伊藤見富法律事務所 (現モリソン・フォー ースター法律事務所) 入所 2014年5月 大江橋法律事務所 入所 2016年2月 長島・大野・常松法律事務所 入所 (現 任) (重要な兼職の状況) 長島・大野・常松法律事務所 弁護士	-

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者全員は社外取締役候補者です。
4. 佐々木敏夫氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 同氏は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な実務経験と豊富な知識を有しております。当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待し、選任をお願いするものであります。
5. 戸田千史氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 同氏は、経営者としての豊富な経験と金融業界及び不動産業界における幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると期待し、選任をお願いするものであります。
6. 青山大樹氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 同氏は、弁護士としてファイナンス関連業務や不動産関連業務を基軸とし、国内・国際契約交渉など、企業法務全般の専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映していただけることを期待し、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 福原あゆみ氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。

同氏は、法務省・検察庁での経験をバックグラウンドに、企業の危機管理・争訟を主たる業務分野として、危機管理案件の経験も豊富に有しており、監査・監督の観点はもとより多様性も含めた有意義な意見具申を期待し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

8. 当社は、佐々木敏夫氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
9. 佐々木敏夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって4年7ヶ月となります。
10. 当社は、戸田千史氏、青山大樹氏及び福原あゆみ氏の選任が承認された場合、3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
11. 佐々木敏夫氏は、現在、当社の監査役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、佐々木敏夫氏の選任が承認可決された場合、佐々木敏夫氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、戸田千史氏、青山大樹氏及び福原あゆみ氏の選任が承認可決された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2018年3月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（うち社外取締役は50,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするににつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告19ページに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役に対して付与する固定の金銭報酬に関する報酬枠を決定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の固定の金銭報酬に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役は1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責及び経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2019年11月28日開催の第8期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）の導入につきご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、本議案において「譲渡制限付株式」といいます。）を付与するための報酬枠を設定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告19ページに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、取締役に対して付与する譲渡制限付株式に関する報酬枠を決定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の譲渡制限付株式に関する算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は5名となります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年16千株以内といたします。ただし、本議案のご承認が得られた日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合

が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものとしたします。なお、1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

本制度による譲渡制限付株式の割当てに当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとしたします（本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当株式の払込期日より1年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。また、下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社はこれを当然に無償で取得する。

その他、競業避止義務違反や、法令、当社の内部規程等に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合など、本割当契約に定めた無償取得事由に該当する場合には、本割当株式を当社は当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社普通株式を割当てる予定です。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。このたび、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対して、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図ることについて更なるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的に、株価が上昇した場合にのみ利益が実現する報酬として、年額450,000千円の範囲内で、下記内容のストック・オプションとしての新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案にかかる報酬枠は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」でご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

対象取締役に付与するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等の額は、新株予約権の割当日において適用すべき諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をより一層高めること等を目的とし、対象取締役の業務執行の状況、貢献度等を総合的に勘案して決定しており、ストック・オプションとして新株予約権を付与することは対象取締役の報酬等として相当なものであると考えております。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、付与対象となる取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

記

ストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、3,000個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より新株予約権の付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会にて定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約

権を行使できなくなった場合若しくは新株予約権者が死亡した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社は新株予約権の全部を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会にて定めるものとする。

(ご参考)

本株主総会において本議案をご承認いただいた場合、当社の従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様のストック・オプションを付与する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館 牡丹の間

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

電話

03-3581-0401

交通

東京メトロ | 銀座線「虎ノ門」駅

| 11番出口から徒歩1分

千代田線

日比谷線「霞ヶ関」駅

| A13番出口から徒歩5分

丸ノ内線

※駐車場のご準備はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。